

吉野川可動堰建設をやめさせるために

歴史地理教育1999年5月号掲載・可動堰問題の概要と、住民投票条例否決までの経過

日本共産党徳島市議 堀本信之

〔市議会一〇万人の願いを否決〕

徳島市議会は一九九九年二月八日、徳島市民十万一五三五人の願いを踏みにじって、吉野川第十堰住民投票条例案を否決しました。住民投票条例案賛成は一六名、反対は二二名、棄権一名と議長でした。

本誌が皆さんのお手元に届いているころには、『条例反対議員に厳しい審判』が下ったことを全国の新聞が伝えているだろうことを期待して報告します。

〔有権者の半分以上を結集した署名運動〕

第十堰住民投票条例を求める直接請求の署名運動は、昨年十一月二日から一二月二日までダイナミックに繰り広げられました。

直接請求運動で欠かせないのは、署名を集める受任者です。これをどう多く結集するかが、運動を左右します。今回の運動では九千人が登録しました。これらの人々が、署名簿を片手に、街頭やスーパーの前に立ち、職場や家々を訪ね歩いて署名を集めました。集まった署名が十一万八九七九人、選挙管理委員会の審査でダブリなどがチェックされ、有効が十万一五三五名となりました。有権者が二〇万八一九四名ですからなんと四八・八%の市民が署名したのです。

直接請求運動は市民四名が代表委員をつとめる第十堰住民投票の会がつくられ、そのサポート組織として団体連絡会が置かれ、私たちは第十堰住民投票推進センターを独自に設置して運動を展開しました。新婦人から専従者を出し、可動堰反対市民の会の役員がリーダーとして交替で事務所に詰め、生活と健康を守る会・建設労働組合・健康生協などの団体がその持てる力を発揮して運動を引っ張りました。

〔理の通らない否決の理由〕

これほどまでにして集められた署名を、徳島市議会は否決しました。否決した議員は結局『審議委員会で十分審議した。市民の意見は今後の環境アセスで聞くから、住民投票は必要ない』とする市長意見に迎合し、第十堰の可動堰計画を強引に進めようとする県知事や建設省の方に顔を向け、本来向けるべき市民の意見に背を向けたのであります。

市議会には特別委員会が設置され、賛否の市民や学者の意見を聞くことにしましたが、可動堰推進派からは学者などが出せず、出てきたのは建設省四国地方建設局長と建設省派

遣の県土木部長で、この二人の官僚が、『第十堰は邪魔者だ、置いておくと洪水の危険があり、人命・財産が奪われる。人の命のことを住民投票で決めるのは問題だ。元々住民は感情に左右されやすく、住民投票が情緒に動かされて非合理的な決定をする恐れがある。』などと高言し、市議会と市民・住民運動を侮辱したのであります。

今、第十堰の可動堰計画反対の運動は今回の住民投票条例の審議をめぐって、全国的な課題になりました。可動堰計画とその問題点を考えてみましょう。

吉野川の概要

吉野川は、高知県本川村に源を發し徳島平野を貫流し、紀伊水道に注ぐ四国一の河川で、板東太郎の利根川、筑紫次郎の筑後川と共に『四国三郎』と呼ばれています。

長さ一九四 Km で最下流に徳島市が位置し、野球で有名な池田高校のある池田町は七七 Km 上流にあります。

第十堰とは

第十堰というのは十番目の堰ではなく、旧第十村にあったから名付けられています。一七五二年（宝暦二年）旧吉野川への分水と潮止めのため造られた人工の堰で、蛇籠と呼ばれる太くて長い籠にくり石をつめて沈め、肥松の杭で止め、上に青石を敷きつけて造った棚堰です。水が透過するのが特徴です。

爾来約二五〇年間、住民の知恵と力によって護り続けられ一九六五年建設省の管理となった固定堰です。

可動堰とはどんな堰？

建設省は今ある第十の堰を取り壊し、一・二 km 下流に可動堰を造るとしています。

可動堰とはどんな堰なのか、建設省資料で説明します。

長さ約七二〇mで、高さ二五mの堰柱一三本を建てその間に幅四八・四mの鋼製のローラーゲート一を装置し（他に閘門一機）、それをコンピューターで上げ下げするもの。費用は約九五〇億円。工期は約一〇年とされています。

工法は一年毎に約一〇〇mの区間を渇水時に仮締め切りして、護床を作り堰柱を建てるブロック毎の工法をとります。

問題点

川底を幅七二〇m、前後三〇〇mにわたって厚さ一mのコンクリートで固め、堰柱部分には二五mの鋼鉄製のパイルが打ち込まれるため、川底は完全に死んでしまいます。完成

するとこの部分は立入禁止になります。工期が一〇年という保証はありません。

誰が請け負い、費用は誰が払うの？

九五〇億円は国が払います。殆どは赤字国債で、後々私たちの子孫が利息を含めて税金で払います。内一六〇億円は徳島県が払います。これも借金で払いますから実際は利子が付くので二〇〇億円を超えるでしょう。

受注企業は全て大手ゼネコンと大手の造船所などです。長良川河口堰では大成・鹿島・五洋建設と三菱重工業や石川島播磨重工業・日立造船等です。

問題点

九五〇億円でおさまることはありません。

長良川河口堰では当初計画の二三五億円が着工時には六・四倍の一五〇〇億円になりました。諫早湾の干拓工事でも、二・三倍かかっています。無駄な公共工事全国ベスト五に数えられています。

維持費はいくらかかるのか？

年間六億九千万円と建設省はいいます。

問題点

長良川は一五億円かかっています。旧吉野川の下流にある今切川・旧吉野川の河口堰は一か所で操作しており、ここでも九億かかっています。徳島県の負担も約三億四千万円。このお金を堤防補強に使えば、立派な堤防が出来て、地元企業にも仕事が来ます。

環境はどう変わるの？

上流

可動堰上流二・五kmにわたって湖となります（湖沼化）。渇水期には水が、旧吉野川への分水点第十樋門（堰上流二・五km）から堰まで来るのに三〇日かかることとなります。三〇日も水を溜めておけば、夏の渇水期には完全に水質は悪化します。藻類の発生は間違いないでしょう。上の水と底の水と循環しないので、底は無酸素層となり、有機物が死に、川底に溜まります。これがヘドロになります。また、水そのものが富栄養化し、ユスリカ（血を吸わない蚊の一種）の大量発生のおそれがあります。長良川では川底に酸素を送るD〇対策船（一隻二億円）を七隻も稼働していますがヘドロが溜まっています。

下流

今は堰を透して流れる水や湧き水によって、良好な汽水域（真水と塩水が混ざり合った水域・多様な生物が棲息出来る）をつくり出しています。これが完全にせき止められる

と、満潮時に循環流が生じ、淡水と混ざらないため、川底に空気が行かず、貧酸素層が出来て、底性生物が死にヘドロになります。

水道水は大丈夫なの？

この上下流の環境変化によって、可動堰周辺の環境は極度に悪化することは明らかで、これが上流の徳島市の表流水の取水口（堰上流四km）にまで影響すれば、上水道に重大な影響を与える恐れがあります。

可動堰上流の堰水域（水の溜まる区域）は堰上流五kmまでですが、第十樋門から下は極端に流れが落ちます。このため上からの流れが第十樋門付近ではねかえり、その影響で取水口あたりが水がとどこおり、水質悪化の危険があります。

長良川では堰上流四～五km付近に木の葉や枝が滞留し、それが腐食してメタンガスの発生が見られ、ヘドロも堆積しています。

有機物の多い真水を塩素処理するとトリハロメタンという有機塩素系の発癌物質が発生します。これの除去方法は、原始的なもので、浄水場で今はまず塩素で消毒して、そのあと沈殿などの工程を経て水道水としていますが、この塩素消毒の時期を遅らせ、先に沈殿の工程を設けて、中間で塩素消毒をする方法しか今はありません。

徳島市の水道にこの装置を新設すれば五千万円も必要です。それで安心かどうかは不明で、今後の研究に委ねられています。

どうして可動堰にしようとするのか

環境破壊で無駄遣いのこんな可動堰計画をどうして、建設省や県・市は強引に進めようとするのでしょうか。その理由を三つ上げています。その理由と問題点を見てみます。

・〈堰は老朽化している〉

建設省は今の堰は満身創痍だといいます。いつ壊れてもおかしくなく、壊れると旧吉野川への取水が出来なくなり、農工業用水・上水道に被害が出ると言います。

しかし、今の堰は一九六五年に建設省管理になってから、五年間で約一〇億円を使って、セメントで固めており大変強固な建造物になっています（建築家の証言）。一九八三年以降は一切の補修費をつぎ込んでいません。壊れたら直すというのが第十堰の補修法でしたから、一七年間一度も壊れていないことを示しています。まだまだ十分機能しているのです。万一壊れても全面的に壊れたと言う歴史はなく、部分的に壊れています。一九二三年の第十堰樋門付け替え工事のとき以外、堰が壊れて旧吉野川に水が行かなかったことはなかったのです。部分的に弱いところはありますがそれは補修で十分です。

・〈せきあげで堤防が壊れる〉

今の固定堰では洪水時の流れを四割阻害しており、堰上流部の堤防が危険で、もし壊れ

ると生命・財産に重大な影響を及ぼすと言うのです。

最初はせきあげを裏付けるものとして、計画高水位（H. W. L）を四二cm上回るから堤防が危険と言ってきましたがこの計算は幼稚で、市民団体の計算とも大きく食い違うため最近はやめなくなりました。堰は邪魔者だとの主張に変えてきました。

しかし、堤防に影響を与えるような、計画高水位にまで達する洪水の時は、はるか下部に存在する固定堰の影響は特に受けません。固定堰を少し超えるような出水であれば、堰の影響は大きく上流にせきあげはあります。しかしその時は堤防には何の影響もないのです。

＜迂回流が生じて堤防が危険＞

最近特に宣伝しはじめたのがこの迂回流による堤防の破壊です。一九七四年の多摩川での堤防の決壊の写真を宣伝に使っています。固定堰のせいで護岸と堤防がえぐられたと言うのです。多摩川水害の判決を持ち出してきました。しかし、判決をよく読んでみると、多摩川の固定堰は当時の河川の工作物の態様を定めた構造令より六五cmも堰が高すぎ、護岸も構造令とおりになっていないことが原因とされているのです。第十堰は川底にへばりついた構造ですし、護岸もセメントでしっかり固められていますから大丈夫です。

審議委員会審議への疑問が市民運動のエネルギーに

建設省は河川行政に流域住民の意見を反映させるということで、吉野川第十堰建設事業審議委員会を設置して三年近く審議し、昨年七月に可動堰建設妥当の答申をしました。

県知事が推薦した審議委員によって審議された委員会は、一委員の住民意見を尊重する立場にたった論陣もあり、少しは丁寧な審議をしましたが、結論において建設省の説明をすべて妥当だとしてゴーサインを出したのです。

私たちは、この審議委員会に積極的に参加し、市民傍聴を認めさせ、モニターテレビによる視聴も可能にさせ、審議内容に対する批判もその都度行ってきました。その結果、住民のなかに可動堰問題が浸透し、反対の機運も盛り上がり、結局これが、住民投票条例制定の直接請求の署名運動に大きく発展したのです。

多様な運動が建設を止める

徳島市の対岸藍住町でも有権者の四四%の直請求署名が集まり住民投票条例を請求しましたが、残念ながらこれも一〇対七で否決されました。

しかし、可動堰建設予定地の両岸で有権者の半数近い住民が建設反対の意思表示をした今回の運動は、建設省の計画推進に大きなブレーキを掛けたことにまちがいありません。

今徳島の住民は、議会で多数派を占めるための選挙活動、事業に真っ向から反対する市民運動、例え事業を前提として環境アセスが実施されても、代替案を提示して可動堰案を

くい止めようとの運動、吉野川のよさをもっと広げようとの自然観察会や野鳥の会の活動など多面的な活動が新たに展開されています。これらを緩やかにまとめてゆくための団体連絡会の開催も予定されています。

この多様な運動が、十万を超える署名者をベースに多くの市民を巻き込み展開されるなら、必ず無謀な可動堰建設を止めさせることが可能と考えています。

全国の皆さんへの窓口として可動堰反対市民の会を紹介して報告を終わります。

徳島市北前川町五丁目一―二―C

徳島自治体問題研究所気付

第十堰の可動堰への改築に反対する徳島市民の会

(略称一可動堰反対市民の会)

電話 088-623-1631・FAX088-624-5422